

報告書素案の修正点について

平成 23 年 12 月 15 日の第 4 回検討委員会を受けて、報告書素案を修正し、報告書案としました。修正点は以下の通りです。

修正点 1) 章立ての修正 (目次、p. 1, 2, 10, 12, 15)

【修正前】 1 はじめに

2 幼児教育・保育の現状

3 幼児教育・保育のあり方

4 公立幼稚園・保育所の規模と配置のあり方

5 資料

↓

【修正後】 はじめに

1 幼児教育・保育の現状

2 幼児教育・保育のあり方

3 公立幼稚園・保育所の規模と配置のあり方

4 資料

【修正理由】「はじめに」には章番号をつけないほうが良い。

修正点 2) 章の趣旨説明文の追加 (p. 2, 10, 12)

【加筆】 1・2・3 章の冒頭に以下の文章を追加

1 章：「本章では、幼児教育・保育のあり方を検討する上で参考となる情報として、地域別の児童数やその推移、就学前施設の配置・定員数や老朽化、保育サービスの内容など、竹原市の幼児教育や保育がおかれている現状について、最新の情報を基に整理して示す。」

2 章：「本章では、今後の竹原市の幼児教育や保育のあり方全般について、現状や課題を踏まえた上で、基本的な視点と考え方を総合的に提言する。」

3 章：「本章では、出生数や保育需要の動向、施設の老朽化の状況などをもとに、公立就学前施設の規模と配置について、具体的に提言するとともに、配慮すべき事項について述べる。」

【加筆理由】 2 章・3 章ともに重要な委員会の提言であることを明確にする。

修正点 3) 耐震診断結果の説明文の修正 (p. 6 表 2)

【修正前】(欄外の説明書き)「※~~Is 値 0.7、q 値 1.0 以上が目標値とされる~~」

【修正後】

※【耐震診断に関する用語説明】

新耐震基準：昭和 56 年の新耐震基準施行後に建築されたものは、概ね現行の耐震性能を有するとされる。それ以前に建築されたものについては、耐震性能の確認が必要とされている。

優先度調査：耐震診断を実施する優先度を検討するため、文部科学省が定めた簡易な調査で、優先度の高いものから順に 1～5 までランク付けをする。

第 2 次診断：柱・壁・コンクリート強度・鉄筋量等から建物の強さと粘りを推定する診断方法。

Is 値：[構造耐震指標] 構造物の耐震性能(地震に対する安全性)を数値化したもので、数値が大きいほど耐震性能が高い。

国土交通省告示第 184 号によれば、第二次診断により算定した値が

Is 値 0.6 以上の場合、地震の震動及び衝撃に対して、倒壊または崩壊する危険性が低いとされ、

Is 値 0.3 以上 0.6 未満は、地震の震動及び衝撃に対して、倒壊または崩壊する危険性があるとされ、

Is 値 0.3 未満は、地震の震動及び衝撃に対して、倒壊または崩壊する危険性が高いとされる。

なお、学校施設については、Is 値 0.7 以上が目標値とされる。

q 値：[保有水平耐力に係る指標] 地震による水平方向の力に対して、建物が対応する強さを表すもので、数値が大きいほど良く、1.0 以上が目標値とされる。

【修正理由】耐震診断結果を正確に客観的に記載するため、竹原市教委の公表内容に準じて記載を詳細にした。

修正点 4) 教育・保育の質に関する提言の具体化 (素案 p. 10 3 章 (3)・案 p. 11 2 章)

【修正前】「そのためには、~~保育所・幼稚園・小学校の連携を強化して、~~竹原市の幼児教育・保育で目指すべき子どもの姿を明確にしていく必要がある。」

【修正後】「そのためには、**市の教育と保育に係わる所管課が緊密な連携を図り、**竹原市の幼児教育・保育で目指すべき子どもの姿を**明確にするための協議の場を設置する**必要がある。」

【修正理由】ビジョンを構築のための協議の場は、所管課がリーダーシップをとって設置するとより具体的に記載し、実効性を持たせるため。

修正点5) 低年齢児への対応に関する提言の移動と修正

(素案 p.11 3章(5)・案 p.11 2章(3))

【修正前】(5) 低年齢児への対応

「・・・発達段階の違いに応じた設備などの充実が望まれる。」

【修正後】「(3) 教育・保育の質」の項に移動

「発達段階や特性に応じた教育・保育の充実が求められる。」

【修正理由】発達段階だけでなく個人の特性に応じた対応も必要との考えから。
設備以外の対応の充実も含む表現にするため。

修正点6) 施設の老朽化に関する提言の修正と移動

(素案 p.11 3章(4)・案 p.11 2章(4), p.14 3章(4))

【修正前】「(4) 施設の老朽化

~~入所中の子どもの安全を確保するために、各施設の耐震強度や老朽化の状況を正しく把握し、必要に応じて日常的な営繕対応をしつつ、建て替えや改修を急ぐことが重要である。」~~

【修正後】2章「(4) 教育・保育環境

施設の老朽化が進む園が多い中、1日の大半を園で過ごす児童に安全・安心で快適な環境を確保するために、各施設の維持・修繕及び改善が必要である。特に、速やかな耐震診断と改修工事が求められる。」

3章(4)「オ) 児童の安全を確保するために、各施設の耐震強度や老朽化の状況を正しく把握し、必要に応じて日常的な営繕対応をしつつ、建て替えや改修を急ぐことが重要である。」

【修正理由】2章は基本的な考え方を示す章なので、その趣旨に添った表現に改め、
今までの具体的な表現は3章(4)に移動した。

修正点7) 教育・保育の質に関する提言の強化(素案 p.12 4章(1)・案 p.12 3章(1))

【修正前】「公立幼稚園と公立保育所の両者の良いところを活かした竹原市の新しい幼児教育・保育のあり方を構築することが望まれる。」

【修正後】「・・・・・・構築することが必要である。」

【修正理由】より強い表現にするため。

修正点 8) 忠海東部保育園に関する設置主体の修正 (p. 12 表 4)

【修正前】「各年 7 月 1 日、公設民営含む」

【修正後】「各年 7 月 1 日、**民営化施設**含む」

【修正理由】民営化後は民設民営となっているため。

修正点 9) 忠海東部保育園に関する設置主体の修正 (p. 13 表 5)

【修正前】(忠海東部保育園の設置主体)「公設民営」

【修正後】(忠海東部保育園の設置主体)「**民**」

【修正理由】民営化後は民設民営となっているため。